

## 当院にて小児科『かかりつけ医』の登録ができます。高崎小児科医院

当院にて『小児科かかりつけ医制度（小児かかりつけ診療料）』の登録ができます。これは、医療機関の重複受診を防ぎ医療費の無駄遣いを減らす目的で設立されました。なお、登録は任意で、登録の有無で通常の診療（予防接種、乳幼児健診を含む）が変わることはありません。また、窓口での負担は、今までと変わりません。

### 【施設基準】

- \* 小児科専任常勤医がいる
- \* 小児科外来診療料の届け出を行っている医療機関
- \* 以下の要件を3つ以上満たしている

- ・ 乳幼児健診を実施（○）
- ・ 定期予防接種を実施（○）
- ・ 幼稚園／保育園の嘱託医（園医）（○）

### 【小児科「かかりつけ医」について】

◎ 当院に4回以上継続して受診され、説明に同意され当院を小児科の「かかりつけ医」として登録いただいた患者さんに対し、次のような診療を行います。

- ・ 急病時の診察や、慢性疾患の指導管理や栄養指導を行います。
  - ・ 発達段階に応じた助言・指導などを行い、健康相談に応じます。
  - ・ 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。  
また、予防接種の有効性に関する情報提供を行います。
  - ・ 「小児かかりつけ診療料」について同意登録をいただいた患者さんからの電話等での診療時間外(22時頃まで)での問い合わせに院長対応専用携帯電話で対応します。
- \* 休診日や夜間などのため、やむを得ず電話対応が出来ない場合などには、こども急病電話相談（小児救急電話相談）#8000、福岡県小児救急医療電話相談092-661-0771にご連絡下さい。

### 【当クリニックを「かかりつけ医」として登録した場合】

- ・ 対象となる患者さんは、当院に継続的に受診される6才未満のお子さまです。
- ・ 原則、まず当院を4回以上受診していただくこととなります。
- ・ 他の医療機関で「小児かかりつけ診療料」について説明を受けられた方は、事前にお知らせくださいますようお願いいたします。（登録は他の医院と重複できません。）
- ・ 途中で他の医療機関にかわる場合は登録変更が必要ですのでお申し出ください。
- ・ 必要に応じて専門的な医療を要すると判断した場合は、適切な医療機関に紹介などを行います。

提携医療機関 福岡市立こども病院 092-682-7000

※上記内容に同意いただけましたら、「小児かかりつけ診療料」に関する同意書をお渡ししますので、お申し出下さい。